

鹿児島県レディースバドミントン連盟 規約

第1章 総 則

第1条

本連盟は、鹿児島県レディースバドミントン連盟と称し、バドミントンを愛好する鹿児島県内に居住する中学校教育課程修了者とする。

第2条

本連盟の事務局は、理事長宅におく。

第2章 目的及び事業

第3条

本連盟は、レディースのバドミントン競技の普及と技術の向上を図り、加盟団体及び会員相互の親睦融和を深めるとともに、健康で明るいスポーツ精神の養成に寄与することを目的とする。

第4条

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技会および親睦試合などの開催
- (2) 研修会、講習会などの開催
- (3) このほかにこの会の目的達成に必要な事業

第3章 役 員

第5条

本連盟は、次の役員をおく。

顧 問	若干名		
会 長	1名	副 会 長 (理事長)	1名
理 事 長	1名	副理事長	(各部長が兼務)
理 事	若干名		
総務部長兼会計	1名	競技部長	1名
審判部長	1名	代 議 員	若干名
監 事	2名		

第6条

会長は、理事会において選出し、総会で承認を得、会務を総括する。

第7条

副会長は会長が任命し、会長に事故あるときは会務を代行する。

第8条

理事長・副理事長は理事会において互選する。

1. 理事長は会務の執行にあたる。
2. 副理事長は理事長に事故あるときは会務を代行する。

第9条

理事・監事は代議員会で決定する。

選出の方法は別に定める。

1. 監事は会計を監査し、総会に報告する。

第10条

代議員は、加盟クラブ代表1名

第11条

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第12条

本連盟の会議は、代議員会及び理事会とし、代議員会は総会をかねる。総会における議長は、出席者の中から選出する。

第13条

理事会は必要に応じて理事長が招集する。

第14条

理事会においては、次のことを審議する。

1. 代議員会にはかる議事及びその他緊急を要すること。
2. 規約の改正
3. その他運営に関する重要事項

第15条

会議は3分の2以上の出席を以て成立し、出席者の過半数により議決する。

第16条

総会は年1回の定例とし、その他臨時に開くことができる

第5章 登 録

第17条

加盟団体は、2名以上をもって団体登録し、但し、その団体の会員は、それぞれ個人登録しなければならない。同時に日本レディースバドミントン連盟にも登録することとする。団体（クラブ）の個人登録については、県体ブロック区分による居住区域クラブに登録のこと。

第6章 会 計

第18条

本連盟の経費は、団体登録料、個人登録料、大会参加料、寄付金、補助金などの他の収入をもってこれに充てる。

登録料は次のとおりとする。

- (1) 団体登録料
- (2) 団体(クラブ) 個人登録料

第19条

本連盟の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

付 記

この規約は昭和54年3月15日から施行し、この改廃は代議員会において行う。

平成 7年 4月 3日 一部改正
平成 11年 4月 5日 一部改正
平成 15年 4月 2日 一部改正
平成 23年 4月 4日 一部改正
平成 25年 4月 4日 一部改正
平成 27年 4月 8日 一部改正
平成 29年 4月 4日 一部改正

平成 9年 4月 3日 一部改正
平成 14年 4月 1日 一部改正
平成 21年 4月 3日 一部改正
平成 24年 4月 5日 一部改正
平成 25年 11月 21日 一部改正
平成 28年 4月 5日 一部改正
令和 2年 4月 3日 一部改正